接続料の算定に関する研究会(第24回) 議事概要

日時 令和元年6月28日(金) 10:00~11:30

場所 総務省第1会議室

出席者 (1)構成員

迁 正次 座長、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 真由美 構成員 (以上、6名)

(2) オブザーバー(移動通信の接続に関する検討)

KDD I 株式会社 関田 賢太郎 渉外部長

渡邉 昭裕 渉外部 a u 企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長

南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会主査

金丸 二朗 MVNO 委員会運営分科会副主査

株式会社NTTドコモ 榊原 啓治 経営企画部 企画調整室長

田畑 智也 経営企画部 料金制度室長

(3) オブザーバー(固定通信の接続に関する検討)

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDD I 株式会社 関田 賢太郎 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 企画グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一政策委員長

大嶋 光一 政策副委員長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

小畑 至弘 常任理事

NGN IPoE協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

(4) 総務省

秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、 佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、 大磯料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課課長補佐

■議事概要

- ① 第三次報告書案骨子(移動通信の接続に関する部分)について
 - 事務局から資料 24-1 に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。
- ② 第三次報告書案骨子(固定通信の接続に関する部分)について
 - 事務局から資料 24-2 に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

① 第三次報告書案骨子(移動通信の接続に関する部分)について

(事務局より資料24-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず構成員の方からご意見をいただいて、その後、オブザーバーの方にお願いしたいと思います。

それでは、問題が多岐にわたりますが、どれでも結構ですので、まず構成員の皆様から ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

最初の前提ですが、このモバイルの件はもう1回会合をされるということですね。

【茅野料金サービス課課長補佐】 そうです。

【辻座長】 まだまだいろいろ議論することがあれば、ぜひともお願いしたいと思います。

それでは佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 そもそも、2年前の数字に基づき暫定的料金を決めて、それが例えば 実勢の費用より15%、20%高いもので、過大に支払いをさせられる。2年後に実際の 費用がわかって初めて精算するということなので、それは余りに公正ではないと感じてい たので、できるだけ2年経ったら精算するのではなく、可能な限り実際の数字に近い料金 を設定すべきではないかということだと思うので、今回のような結論になっていると思い ます。期間について、例えば3年やるのがいいのか、1回やって何年おきにやるのがよい か考えてみました。また、12月に算定値が出せるのか2月なのかについても考えてみて、 事業者の皆さんとの議論も踏まえて、MNO各社が難しい理由はたくさん述べられたけれ ど、決定的にできない理由を言われたとは思っていません。そこは難しいことを乗り越え て、ぜひ協力いただき、ここで示された様な形で今まで問題とされたことを、少しでも解 決できるよう協力いただければと思います。

【辻座長】 大所高所からいただきましてありがとうございました。

ほか、ございませんか。それでは関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 佐藤構成員から発言いただいたとおりではありますが、基本的な方向 性として、将来原価方式導入ということについて、今回決められたということの意義は非 常に画期的で大きいと思います。細部にわたっては佐藤構成員のご指摘のように、まだ詰 めなければいけないところもあるし、まずは導入してみてということが大事で、細部につ いては、微調整は今後とも継続的に必要になるとも思います。何よりも固定で培ってきた ノウハウは使えるとはいいながらも、モバイルの場合には設備事業者が複数いらっしゃる という中で、まずはデータのとり方等の各社の基準そのものがいまだによくわかっていな いところもあったりして、コストの限定の仕方ですとか、さまざまな方法で各社の方式に ついて、できる限りどこか1つの考え方に収れんしていくようなことが求められるだろう と思っています。そのためには基本路線をしっかりと見据えた上で、細部については各社 の方式を十分にご教授いただきながら調整すべきところは調整していくというような少し 時間をかけた作業が必要になってくると思っています。最後の需要のとり方について、こ こは事実上の継続審議ということだと思うんですけれども、大臣裁定がきっかけで今の帯 域幅課金の方式が定まっているわけですが、これについてももう一度再検討しつつ、今後 どういう形で分母を持っていくのがよりベターなのかについても、今後詰めていったらい いと思います。まずは現状の計算方式の中で精緻化を図る作業を今後やるぞという意気込 みはよくわかってくるという報告書になると思いますので、基本路線として、私はこれで

よろしいと思います。

【高橋構成員】 私も同じような意見なのですが、特に細かいところでいくと、34ページから35ページの予測値に対する対応というところで、算定の時期というのがいろいろ出てきていると思うのですけれども、これまでのプロセスで、いろいろなお話が出ましたけれども、多分、方向性が決まれば各社から報告があるのではないかと思います。そういう制約があったほうがイノベーションが出てくると思いますので、ここのところはまたいろいろと詰めながら考えていくということですり合わせが必要かなと思いました。

【西村(真)構成員】 ありがとうございます。

細かい計算方法とかは専門家の先生の判断にお任せしたいと思います。全体的な感想としては、MNOとMVNOが競争相手として情報を出し渋っているという認識があまりなかったものですから、ちょっと驚きながら今までの議論を聞いていました。有限な資源である電波を使っている話ですので、MVNOにも必要な情報を共有していただいて、消費者にとって最適なサービスが提供されるような状況になることを願っております。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 酒井構成員、お願いできますか。

【酒井構成員】 報告書としては多分こういう形でいいと思いますが、細かいことを申し上げると、予測してそれで差分が出て、それを後、精算するという考え方はいいとは思いますが、そんなにきちんと予測できないので、どのぐらいやったら意味があるのだろうと思いましたら、このことを読むと、二、三%とか五%。要するに数%、三、四%で予測しないと経営に影響があるというお話なので、本当にできるのかなと思いました。いろいろデータをとって、大体そうなっているのか、それともそうなっていないとすると何が原因か。急に世の中が変わった場合には需要は随分変わると思うのですけれども、それ以外の原因についてもこれから検討するスタートなのかなと思いました。

簡単ですが、以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

事業者の皆様方、特に第二種の事業者の方には今まで競争環境でやっておられたもので、こういうような形の規律が入るということについて少し違和感があるかもしれません。あるいはMNOの方には、いろいろな経営の情報の非対称性を解消してほしいというご意見等があり、このたたき台ができたわけです。できればできるとかいうような議論もありますけれども。ではオブザーバーの方々からこの件につきまして、ご質問とかコメントとか

ございましたらお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いいたします。

【ソフトバンク】 今、先生方からも触れていただきましたところにも関連しますけれども、2点、3点ございまして、まず算定の期間です。34ページになりますけれども、時期を明確にすることに関して、前回も我々からご指摘とか意見をさせていただきましたが、当然、我々MNO事業者として前倒しの努力はさせていただきますということでやらせていただきますけれども、明確にこの時期を今時点で守れるかというと、やはりやり方を変えていかないといけないというところがあることと、精度もそれで維持というかさらに精度向上しないといけないということですとか、将来原価も多少変えていきますのでやることも増えるということがありますので、ちょっと現時点でここはなかなかここまで確約できるかというと、現時点でこれを確約できますとは言えない状況にあります。気になっているのは、これを仮に具体的な日付を、期限を決められたときに、どれだけの強制力があるのかとかです。なので、現時点ではちょっと努力目標とか別にしていただいて、要望というか、大体の目安のやるべき時期というのは大体ここで把握したつもりですので頑張りますけれども、現実的にどこまでこれを明確に記載すべきかどうかは再度考慮していただきたいと思っています。

それからもう1点目が、精緻化のところです。特に需要のところですけれども、最後のページの39ページになりますが、ちょっと需要のパラグラフの書きぶりのところで、実績、実トラヒックベースに戻すべきという主張に対して、冒頭のところでもともと平成19年の議論で従量制ではなく帯域幅課金が適当とされたと記載がございますけれども、今回、実トラヒックベースにするという提案が従量制課金に戻せというわけではなくて、帯域幅課金の実績ベース、ピークトラヒックの実績ベースにするというところに合理性があるんじゃないかという考えを持っていますので、ここはぜひ一度、こういった公の場で関係事業者が集まって議論するのは今までなかったような気もしますので、改めてここは議論させていただきたい。できれば議論の順番としては、帯域、キャパシティーの精緻化というところの前に、実績にするかどうかというところを先に議論させていただければと考えております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご回答はございますか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 まず、その時期について努力目標とすべきではないかというご趣旨のご意見がございましたけれども、現時点で、この方向でご提言をいただけるとなると、おそらく選択肢として努力目標というのはあまり考えられないのかなと考えております。問題はなぜ12月末かというところですけれども、MVNO側からの要望は、第三四半期のなるべく早い段階に精算の金額をいただけると、いろいろな変更が間に合うということで、早い時期というのは10月1日ということだと思います。その中で、ここは二種指定事業者の工数にも配慮しまして、12月末と、一番遅い日とさせていただいていると考えております。需要の対前年度比だけでは精算額はわからないわけですけれども、せめてそれでMVNOの予見性が確保されるのではないかということで、それは9月末とさせていただいており、12月末と設定させていただいておるということでございます。

あともう1つ、回線容量の話ですけれども、ここに書かせていただいたのは、まずどういった実際、算定しているのかわからないからそこから調べる必要があるのではないかなということと、あと我々が外してはいけないところというのは、MVNOのサービス提供と接続支払い額が挙げられ、この議論を外してはいけないものと考えます。その理由につきましては、3ページにありますとおり、利用者に対して多様なサービスを低廉な料金で提供されるようにするというところの議論が必要になるものと考えます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、ほかのオブザーバーの皆さん、何かご意見ございませんか。 それならドコモの田畑様、お願いいたします。

【NTTドコモ】 ドコモでございます。

今回のこの導入の話がありましたけれども、タイミング的に今回、法改正があって、分離と、行き過ぎた囲い込みの是正を求められているわけなので、市場が大きく動く。どう動くかというと、顧客の流動性が高まるということがあり、先ほど酒井構成員のお話にもありましたけれども、非常に環境変化が大きいところでございます。そうすると予測もなかなか難しく、乖離の幅も必然的に大きくなる可能性はあるという状況がまずあります。だからできないという理由を述べているわけじゃないんですけれども、非常に難しいところがあるので、多分外れる可能性は大いにあると思います。その上で、やはり乖離が生じたときには精算は必ず必要ということを改めて申し上げたいということです。

回線容量単位の話とそれから回線数単位の話があるわけですけれども、従来から回線数単位のほうはそれほど変動が大きかったわけではないと思っております。さらに、顧客流動性が高まることによって、影響を受けやすいところもあると思いますので、ここまで対象とすべきじゃないんじゃないかということはこれまでも申し上げたとおりでございます。今回、実績の算定をした上で予測をするということで、作業面を捉えましても、非常に困難というかやらなきゃいけなくなってくるという話だと思います。今、申し上げたような回線数単位のところについては予測が難しいということと、変動も今までは大きくなかったことを捉えると、相対的には将来原価方式を導入する、優先順位は回線容量単位に比べて低いのかなという認識もあり、回線容量単位のところのみにしていただければと考えているところでございます。

以上です。

【辻座長】 今のご意見等につきまして、何かご回答とかございますか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 まず、予測が非常に難しいということはそのとおりだろうと思いまして、予測と実績の乖離は生じ得るということについても何カ所か書かせていただきました。ただ、それが大きいとMVNOさんの経営に与える影響が大きいということで、構成員の先生方からもありましたように、検証を繰り返して徐々に精度を上げていくのかなということと、あとはその予測と実績の乖離が生じたとしても、経営の影響をなるべく小さくするようにということで、事前に情報提供をしていただくとか算定時期を早めていただくとかいった取組もあわせて措置していくということと考えております。

回線管理の接続につきましては、ご指摘のとおり回線容量と比べて下がっているという 状況であるところ、繰り返しになって恐縮ですが、やはり精算方式が採られているという ことで、予見性についての問題があるのではないかと思います。ではずっとこのまま同じ 金額で推移するのかと考えたときに、例えば IoTの関係で回線数が増えて、接続料が下 がる可能性がある以上、予見性が確保されなくていいというわけにはいかないことから、 対象とするのが適当ではないかとしてございます。

以上になります。

【辻座長】 今のでよろしいでしょうか。

それでは、そのほかのオブザーバーの方で、もうお一方の第二種のKDDIの関田様で すか。指名させてもらって申しわけないですが、何かご意見がございましたら。

【KDDI】 KDDIでございます。

弊社からは先ほど佐藤構成員や関口構成員からもお話がありましたように、この二種指定事業者は設備競争をしているお互いに切磋琢磨している事業者でございますので、その中で接続料の算定の予測値を出して、こういった議論、内容の精緻化に向けて議論されていくというところにつきまして、やはり情報の取り扱いについては、十分配慮して議論していただければなと思います。

以上でございます。

【辻座長】 情報の取り扱いと申しますと、もう少し具体的に。

【KDDI】 例えば設備の計画につきまして、それぞれ事業者で競争している部分があって、お互いに見せたくない情報もございますというところで、そういったものが適切に取り扱われるということを望んでおります。

【辻座長】 一部の鉄道でしたっけ。基地局等のあれは I R等でもう既に出しておられるわけでしたね。だからもちろんそれ以外ということになるわけですね。

【KDDI】 そうです。公表されている情報につきましては、もう出ることは問題ないんですけれども、接続算定の中で、さらに議論を深める上でいろいろな情報を、公表していない情報まで提供する場合があるのではないかなと思っておりまして、そういったものが適切に取り扱われればと思っております。

【辻座長】 それは設備の情報の内容ですか。具体的な内容とかあるいは今のそういうのを秘密保持というのですか、情報セキュリティですね。その点でご質問がありますので、それをお答え願いたいと思います。

【茅野料金サービス課課長補佐】 ご指摘のとおりだと思います。内部の取り扱いだけではなくて、どの情報を公表していくとか、MVNOに一定の情報が出されたほうが、それは予見性が高まるということですけれども、そこはやはり予測情報とその実績の乖離とかいうことになってくると、片や基地局の整備予定などを盛り込んだほうがいいのではないかとしておりますので、どういったものが提供されていくのかは、まずは事業者同士の話し合いから始めるとかいった方向で進めていくのかなと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでよろしいでしょうか。ほかございませんか。

そうしたら一通りご意見を伺うということで、MVNOのテレコムサービス協会から、 もしコメントとかご質問とかございましたらお願いしたいと思います。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、MVNO委員会、佐々木でござい

ます。

今回の報告書においては、MVNO委員会の要望させていただいた事項を数多く盛り込んでいただきまして、大変ありがとうございます。今、予見性のご指摘がありましたとおり、囲い込みの議論であったりとか期間縛りの問題、また端末と回線の分離、長期的にはIoTから5Gに向かってこれから業界が激変していく中、大変未来を予測することが難しいというMNOさんのご指摘は全く我々もそうだと思っておりますが、反面そこに対して、MVNOが我々の見えている情報において未来を予測するということでは、やはりイコールフッティングというのは非常に達成が難しいのではないかという観点からは、やはりMNOさんに一定の情報を開示していただく、またはMNOさんの責任で未来を適切に予測していただくといった取り組みは、非常に我々としては歓迎したいと考えております。また、当然こういった取り組み、おそらく初めはなかなか思うようにいかないということもあるかと思っておりますが、そこにつきましては、やはり繰り返しこういった取り組みを行って改善していくということで、我々も全ての情報を開示しろということではないので、インカメラでの検証等の場を用いて、先生方にも数字のところを重点的に見ていただきつつ、その中でまた必要な改善を継続的に行っていくという取り組みが大事かと思っておりますので、今後ともぜひとも皆様にはよろしくお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

総務省のほうから、今のご発言につきまして何かコメントとかございますか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 MVNO委員会がおっしゃったとおり、まずは取組を始めて、そしていろいろな検証を重ねて、より予見性が高まり進めていくということかなということでございます。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは一通り、この骨子案についてご意見を伺いました。今回はこれでまとめるわけではありません。もう1回、慎重に審議したいと思いますので、何かしゃべり足りないという方がございましたらお願いしたいと思います。

今のオブザーバーの方々の発言を受けて、何かございますか。

ないようでしたら、第二種の皆さん方はその3社で競争されているということは非常に 我々もよくわかっていて、競争が熾烈であることは非常によく理解しております。この業 界ではもう1つのMVNOというのもプレーヤーとしておりますので、二種とMVNOが 両輪で回って、この業界のサービスの多様化、あるいは5Gに向けたいろいろな課題を解決していくというのがあります。この点もぜひともご理解をお願いしたいと思います。ポイントは何回も説明がありましたように情報の非対称性ということで、MNOが持っておられる情報を、MVNOできるだけ共有させてもらって、MVNOも皆さんと同じように予見ができる、予想ができるような情報を取得し、それによって二種事業者とMVNOが平等な立場で競争していくというのが趣旨でないかなと、私は理解しております。

業界の激変というのは、市場での競争環境が以前からありますので、業界が固定しているということでないということは構成員の皆様もよく理解しています。二種事業者の皆さん方の競争は評価しております。しかし、競争が市場全体の競争になるように、つまりMVNOとの競争も活発にさせるにはという視点で我々は検討してまいりました。これもご理解いただきたいと思います。

これは大変重要な問題でございますので、審議未了ということで、もう1回、議論させていただきまして、それで骨子案をつくっていきたいと思います。最終確認としてもう1回ございますので、次回でもご意見等あるいは改善点等がありましたら、また議論していただきたいと思います。

② 第三次報告書案骨子(固定通信の接続に関する部分)について

(事務局より資料24-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

今までの審議の状況、第二次報告書以降の論点につきまして、まずまとめていただきました。これが第三次報告書案の骨子になります。それでは、ただいまのご説明につきまして、まず構成員の皆様からご質問あるいはご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【佐藤構成員】 それでは。

【辻座長】 それでは佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 構成員限りの情報もありますが、県間伝送路の接続料について、コストは下がる要素もあれば上がる要素もあるので、ある程度相殺されて下げられないという回答が第22回会合でNTT東日本・西日本からあったと思います。では実際はどのぐらい下がっているのかということで、質問しました。そういう意味では、何らかの数字が示されています。それが大きいか小さいかありますが、仮に下がっているとすると、上がる

要素より下がる要素のほうが大きいはずであり、そのことが合理的に理解できるかというところです。あるいは、NTT東日本とNTT西日本で示されたコストの下がり幅が違うにもかかわらず、両社とも県間接続料が下がらないとすると、上がる要素が下がる要素を反比例するように埋め合わせており、結果的にコストの下がり幅と同じだけ県間接続料が下がらない状況になっているはずです。そういったことについて理解しがたいところもあります。そういう意味では、数字をいただいてある程度理解は深まったのですが、納得性が深まったとは思えないので、引き続きこの問題について考えたいとは思っています。ただ、通信機器などに関してはコストが長期的に下がっていくこともあるので、NTT東日本・西日本で料金に関してもう考えてみることは可能ですと言っていただいたと思うので、ウォッチしながら、考えを深めていければと思っています。

次に、光ファイバの耐用年数算定に用いた3つの関数というのは、多くのことを語っているという可能性はわかるのですけれども、それぞれの関数がどのぐらい何を説明しているのか。例えば、経験値からして、やはりこういうところが一番壊れやすいので、それに対してはこの関数が一番説明力があり、別の故障に関してはこういう関数が用いられるという説明できることを、NTTは経験値として持っていると期待しました。そうすると経験値で、加重平均されて、最終の数字が出るのかなと思ったけれども、私の想定とは違っていたところです。そういう経験値的なものをつくること自体も難しいということなのかとは思いましたが、そういうことの確認ではありました。

あと、全体ということで、報告書の中身に入っていきますと、トラヒックが伸びている中、網終端装置の増設が追いつかなくて、より混雑が高まっていくということは避けたいので、どういうことができるか、あるいはどういう投資基準をつくるかべきかの議論だと思います。17ページにトラヒックの伸びが示されていて、18ページにはセッションの伸びを入れて比べたいと思います。セッションが一定で伸びないとしてもトラヒックが伸びていけば混雑が進むので、セッションの伸びがどのぐらいでトラヒックの伸びがどのぐらいなのか。今回、増設基準のセッション数が新メニューで緩和されたことで、混雑状況にどのような影響が出るか見たいので、トラフィックとセッションのデータを合わせて入れていただきたいと思います。

要するに何のためにそういったことをするのかというと、どこでどれだけ混んでいるか、 増設等でどれだけ混雑を解消できるかについて、知る必要があります。NTT東日本・西 日本が言われるように、それ以外の要因があるとしたら、それらはどこの数字で見ること ができるのか。25ページにこれからいろいろ数字を見ながら、NTT東日本・西日本からより詳細な数字を出していただけると示されているので、NTTにも協力いただきこういった数字を見ながら、政策提言していければよいと思っています。

あと未利用の芯線に関しては、いろいろ議論してきました。当初、特に集中的に地下ケーブルについて議論したのですが、地下でないところにより大事な部分が見えてきたのと、また、示されたものが時系列ではなくスナップショット型のデータだったので、少し時間をかけて見る必要があるとは思っています。今後、協力いただき、データを蓄積しながら、分析を精査しながら検討を進めていきたいと思っています。

次に、40ページ、光ファイバは耐用年数が、15年から21年ぐらいだったのが延びたということ。一応コメントしておくと、耐用年数が長くなるといっても、同じもので物が変わっていないのだから論理的に耐用年数が伸びることはあり得ない。耐用年数が長くなったのではなくて現実に近づいただけの話。投資して多くの光ファイバは未だ償却していないということ。現行継続して使っているものがたくさんあるから、最新データに数字を入れかえるたびに耐用年数の計算結果が長くなっているだけで、物の耐用年数が延びているということではないのでというのがまず1つ。そういう意味で数字を見ているとやはり算定期間を長くおくと、再計算の結果、耐用年数は延びる。これが多分、もう1回、もう2回再計算すると、リアルな耐用年数に計算値が近づいていくはずなので、その段階になればこの議論はしないで済むような状況になると思っています。だから10年とか言わずにやっぱりリアルな数字を我々、見ていくことが大事だと思います。

さらに、本当の耐用年数は20年、あるいは30年なのかもしれないけれども、今まで耐用年数の計算値が短くなっていたということは、これまで接続料を高くとっていたということなので、高い支払いをさせられた競争事業者に申しわけないという気持ちもあるべきではないかと思います。

コメントは以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

今のコメントにつきまして、何かご発言がございますか。特にNTT東日本・西日本、いかがですか。特にありませんか。

1点、推計で同じウエートで単なる平均をとっておられますけれども、重要性に応じて、 加重平均でやったらどうか。

【佐藤構成員】 しているのではないかと思ったのですけれども。

【NTT東日本】 加重平均はしていません。

【辻座長】 これは単純な平均値ですね。それだけ確認しておこうと思いました。 それではご発言なり、ご意見なり結構です。何かご意見ございますか。

【酒井構成員】 じゃあよろしいですか。

【辻座長】 酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 今回のところで、県間通信設備の扱いということで、1つの考え方が示された気がします。確かにこれは技術的に不可避性といってもそれは別に技術的に不可避ではないことはないけれども、それやったら圧倒的に不利になる場合にはやっぱり何か考えないといけないのではないかというのが基本思想だと思いますので、今後、これをどういうふうにするかという話もあると思いますけれども、1つの考え方じゃないかと思っております。

それから今日、相田構成員がいらっしゃらないので多分、きっと誰も触れないでしょうから、第4章のNGNコストドライバにつきましては、優先接続をどういうふうにコスト的に配分したらいいかという話で、私の場合には大分忘れていて、二十何年前で自分が教えた教科書を一生懸命見てという話になりましたので、苦労しました。まだ十分じゃないのでここでは公開の場で議論するのがふさわしいとしたものの、そんな公開な場でも議論にならないでしょうから、どこかの時点でいろいろきちんと考えていただければ、何か意見があったらまた変更すればいいのではないかと思っております。ネットワーク中立性に関する研究会の中間報告書がありますけれども、多少、思い出話になりますが、10年ぐらい前の議論では、確かもともとの中立性という言葉は何のことだかわからなかったんですけれども、優先制御もやっちゃいかんというようなことが書いてありました。要するにプライオリティに高低をつけてはいけないという話があったので、そんなこと言ってしまったらIP電話なんかできないだろうと思って、さすがに日本はそうはしなかったし、最近でもそうはなっていないので助かったと感じたのですけれども、やっぱりある程度優先制御も使うと思うので、それに対してどういう形でコストを考えたらいいかということもどこかの機会でもうちょっと精査して、整理していただければと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

コストドライバのところは専門的になりますので、我々はあまりコメントできなかったですけれども、新係数とかあるいは前のQoS係数は、国際学会に出ていますけれども、

こういうような議論はでてこず、ここの研究会のワーキンググループで新しい考え方で出してもらったのは大変ありがたく思います。今後、トラヒックでもいろいろ重みづけがありますから、これと同様に理論的に出していただくと大変貢献が大きいと思います。コストドライバのワーキンググループの構成員の皆様方と、この研究会の皆様方に非常に感謝したいと思います。

ほかございませんか。

【関口構成員】 県間接続料のところについては、6ページ目のところによく見なれた 図がありますけれども、ここだけが指定から外れているということで、今まではあまり検 討の対象にならなかったところだったわけですが、今回、相当突っ込んだ議論をしていただいて、13ページ以降の考え方にまとめていただきましたので、今後ともこういう形での検討が進んでいくことで、全体としての接続料が透明化していくといいなと考えております。

それから情報の取り扱いについて、38ページのあたりで団体協議についても交渉のプロセスや審議のプロセスが具体的に浮かんでくるような書きぶりをしていただいているのですけれども、996行目からのアスタリスクのところで、研究会の報告書の中で「これを門前払いすることなく」と書くのはいかがなものかと思っていますが、どなたか削除依頼出しませんか。「門前払いすることなく」を削っていただいても文章は通じるような気がしますので、ご検討のほどお願いします。

【高橋構成員】 私もこの団体協議のあり方のところについては、結構気になっていて、いつも私言っていますけれども、皆さん、平和的にお願いします。

あとはちょっとまじめなというか、ここのところでいくと24ページか25ページの、特にフォローアップのところの①から⑥までというところがスムーズにできればよろしいかなという感想を持ちました。

私からは以上です。

【西村(真)構成員】 報告書の中でやっぱり感慨深いのは、トラヒックの混雑のあたりというところです。苦情が多いという話。16ページです。注釈の13のところに例えばインターネット速度が遅い等の苦情が約100件寄せられたみたいな記載もあります。使っている中で遅くなっているケースもありますし、工事をして使い始めたらとんでもなく遅いみたいな苦情もあります。契約直後であれば電気通信事業法の初期契約解除で解除はできるのですが、工事費は実費で負担するということで、負担なくやめられる状況には

ないので、このあたりは一定程度のサービス品質はあるものという思い込みが消費者側に もあるので、この状態が今回、いろいろなお話し合いとか取り組みの中で大胆な予測もい い値が出てきて、大変ほっとしているところであります。今後ともよろしくお願いいたし ます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

ほかに構成員の皆様からご発言ございませんか。

そうしたらオブザーバーの皆さん方にご意見、ご質問等をお願いしたいと思いますので、 どなた様でも結構ですので、挙手の上でお願いしたいと思います。

それでは、NTT東日本の真下様、お願いいたします。

【NTT東日本】 NTT東日本の真下でございます。

この場で随分先生方にご心配いただきながら、JAIPA様との協議、いろいろもめているように見えたかもしれませんが、実際は着実に議論を進めてきたところでして、まずはこのような形で報告書をまとめていただいたことに大変感謝します。

その上で1点だけ、この場でご報告させていただきたいことがございます。前回の5月 31日の会合の際、私どもから近く新しい地域 ISP 様向けのメニューを提供することに ついてお話したと思うのですが、その後、認可申請をしております。また、JAIPA様 から団体協議の枠組みのご提案を受けており、6月17日に認可申請させていただいた内 容について、事業者説明会のような正規な手続もあるのですが、申請翌日にJAIPA様 との団体協議をお願いし、ご説明させていただきました。そこに立石様もいらっしゃって いたのですが、こういった場で、さらに「AIPAの皆様も多数、地域ISP部会の方が メインだったのですが、非常に多くのご質問をいただき、非常に有意義な意見交換もでき たのかなと思っております。実際に認可申請してこのメニューが入りますと、今のメニュ ーからの移行をどのようにしたら良いかとか、それ以外にも、次に課題となりそうな技術 的な事項等、非常にいろいろな議論ができたと思っています。今回、JAIPA様、地域 ISP部会の皆様とは活発な議論できたことから、今後も当時者同士で集まりながらでき るだけ密な議論をやりながら、協議の場でなかなか解決できない課題について、こういう 場にお持ちし、ご相談するようなやり方でやっていきたい。という話を実は立石さんとも お話ししているところです。いろいろご心配をおかけしましたが、これからは先ほどご指 摘のあったようなことが二度と書かれることのないように、頑張って取り組んでいきたい と思っています。そんなふうにやった覚えはないのですが、どうしても相手からはそう見 えてしまったのかなと思って、本当は消していただけると大変ありがたいのですが、少し申し上げさせていただいたところです。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

団体協議等で進展が見られたのは、この研究会の評価として大変ありがたいと思っております。先ほど言われた新しい認可申請の概要などは何ページ、報告書のどこに入っておりますか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 報告書のこの案でいきますと、22ページの521と書いてあるところとなります。図の2-7。表の形になっていますけれども。申請概要って書いてあります。若干ご説明をしますと、下の申請と書いてある下の段の表で赤い枠で囲ってあるところがあると思います。この赤い枠で囲ってあるところは、網終端装置が一定台数以下の接続事業者にのみ適用される新しい区分をつくるというものになります。赤い枠で囲ってあるうちの下のほうの枠の300と書いてあるところ、これは300セッションになるという意味であり、この300というところは実は約款に書かれるわけではなくて、約款に基づきまして後ほどNTT東日本・西日本が別に定めるわけですけれども、約款上はこの300セッションを適用するという新しい区分ができるものです。それは小規模な事業者、網終端装置が一定台数以下の事業者が対象ですという理念になりますので、その区分を設けるというところを約款で措置するという内容になっています。

【辻座長】 ありがとうございました。

新しい改善の方向だと思いますので、ありがとうございました。

そのほかご意見ございませんか。それでは、まず J A I P A の立石様、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたC型、B型の網終端装置の新しいメニューですけれども、増設 基準が300セッションということで、NTT東日本・西日本さんに頑張っていただいて、 先生方にもいろいろ後押しをしていただいた新しいメニューができたことで我々もほっと しておりまして、皆様には感謝を申し上げたいと思います。

とはいえ、やはりこれでボトルネックが解消されると、次のボトルネックがまたやって くるというのが多分3年後とか5年後には。5年もかからないと思いますので、先ほどの 団体協議はもうやっていただくと、既に一部始めているような形になっておりますので、 その辺は枠組みだったりとか、守秘義務の内容をまた検討させていただきながら、NTT 東日本・西日本さんといろいろと話をさせていただくことで、現場にいる人間の持っている思いというのも私がここに来て言うよりはもっと力強いものがあったりしますので、その辺は団体協議を通じてNTT東日本・西日本さんといろいろさせていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

【辻座長】 それでは、IPoE協議会の方、お願いいたします。

【NGN IPoE協議会】 IPoE協議会の石田でございます。

PPPoEの話から始まります県間通信設備の話で、14ページの部分なんですけれども、IPoE接続の県間通信に関して通常は制度による対応の必要性が認められるものと考えられると表記されております。これ自体、今後、この研究会等々でお話しされることだと思うんですけれども、基本的な部分に関してはどうこうだと意見するつもりはないです。県間通信の費用的な部分と中身といいますか、容量に応じてであったりそういう部分があろうかと思うんですけれども、我々IPoE接続をしている事業者といたしまして、この何らかの制度によってある意味値段が安くなる、高くなるという効果以上に、これによって何らかのボトルネックが発生するような制度の枠がかかることに若干危惧を持っていまして、そのあたりに関してはぜひ慎重に我々もぜひ検討に加えていただきたいんですけれども、そこら辺、逆に制度の対象を広げるに当たって何らかの時間がかかるとかいうことがないような方向での制度設計をしていただければと考えています。ぜひよろしくお願いいたします。

【辻座長】 今のご発言に対して何かコメント等ございますか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まさに、今、県間通信用設備を使われているVNE 事業者も含めてIPoE接続がより使いやすいようになるようにするというのが基本的な発想だと私も思っていますので、もし、今、行われていることの自由度が下がるような方向になるような見直しがされるのであれば、それは相当に慎重にやらないといけないというのは当然そうなのだろうと思っていますので、引き続き意見交換をさせていただきながら、考えていきたいと思っております。

ただ、報告書案の中では、直ちに制度対応という内容にはベストエフォート県間接続の ところはしておりませんので、そこは大丈夫だとは思いますけれども、しかしながら将来 にわたってどうするかというのはいろいろご意見も引き続きあろうかと思いますので、よ ろしくお願いしたいと思っております。

【辻座長】 それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは、ほか構成員の方、それではKDDI、お願いいたします。

【KDDI】 KDDIの橋本です。

2点ほどコメントさせていただきます。1点目は耐用年数の見直しのところで、これはこの研究会でも随分長く議論をしてきて、今回ようやく見直されるといったところで、見直しを判断されたNTT東日本・西日本さん含めて感謝申し上げたいと思います。

一方で今回の見直しの再申請の内容を見ると、やっぱり200円ぐらい全体としては下がっていて、これは前回見直しをしたのが10年ぐらい前といったところなので、やっぱり10年ぐらいたってしまうと結構大きな額が一気に動いてしまうといったところは1つ課題としてあると思っておりますので、今回の報告書でいくと43ページの1,070行目から今後の見直しの機会といったところで、複数年度の将来原価の機会ごとに実際に見直すかどうかは別としても、そういう機会を設けるといったところについては非常に重要な取り組みなのではないのかなと思っているところです。

2点目が県間接続のところで、資料でいくと15ページ目になりますが、IP音声の県間のところについては、不可避性があるといったところで、具体的に制度対応するといったところと、あと時期のところとして、ひかり電話のIP電話接続が始まる令和3年の初頭までにといったところで、具体的に対応の方向と時期まで書いていただいたところは大きな前進なのではないのかなと思っています。

1点つけ加えるとすると、ここはNGNの着信側といったところだけを書いていただいているんですけれども、実際は例えばNTT東日本・西日本の端末から発信した0120みたいな着信課金みたいなところについては、NTT東日本・西日本は発信側になるんですけれども、実際はそこでも接続料は設定されるというところで、着信側だけではなくて一応発信側のところも一部あるといったところはちょっとコメントしたいなと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

何かご発言ございますか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 発信側もあるというのは、ネットワークとしては多分そのとおりで、ただ着信の場合と発信の場合、事情が違うのかどうかについては、すぐに考えがまとまらないので、ちょっと考えさせていただいて、どのように書くと、より正

確性が向上するかというのは考えたいと思います。

ありがとうございます。

【辻座長】 わかりました。これは将来の課題のところでありますので、少し表現が変えられましたらお願いしたいと思います。

ほかにオブザーバーの方、ございませんか。

構成員の皆様、また見直して追加されたいところがございませんか。

ないようでしたら、報告書の完成に向けていろいろとご尽力いただきまして、ありがと うございました。追加のご質問がございましたら、事務局まで7月3日まで、メール等で またお寄せいただければありがたいと思います。

この第三次報告書案のうちの固定通信の接続につきましては、おおよそ議論が終了したと思いますので、取りまとめのほうにまいりたいと思います。今後必要な修正は、先ほど幾つか出ましたけれども、団体協議のオファリングの設定に関するちょっと過激な表現等々、あるいは地域 ISP利用の新しいメニューに関する意見交換の成果等々ありましたので、それはまた事務局のほうでお願いしたいと思います。ですので、この修正コメントにつきましては、私のほうで一任させていただきまして、とりまとめさせていただきたいと思います。

よろしいようですので、そのようにさせていただきます。

以上